

霞ヶ浦北浦海区漁場計画

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 霞北区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市牛渡地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図1のとおり）

	緯度経度	位置
基点区 第11号	36° 3.645' N 140° 19.900' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中16.00
ア	36° 3.530' N 140° 20.030' E	基点区第11号から136度59分288メートルの点
イ	36° 3.533' N 140° 20.113' E	基点区第11号から122度35分381メートルの点
ウ	36° 3.472' N 140° 20.146' E	基点区第11号から130度30分489メートルの点
エ	36° 3.472' N 140° 20.050' E	基点区第11号から144度30分391メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、400平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から同年7月31日まで

(5) 関係地区

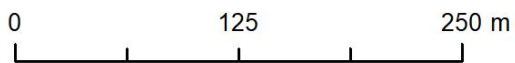
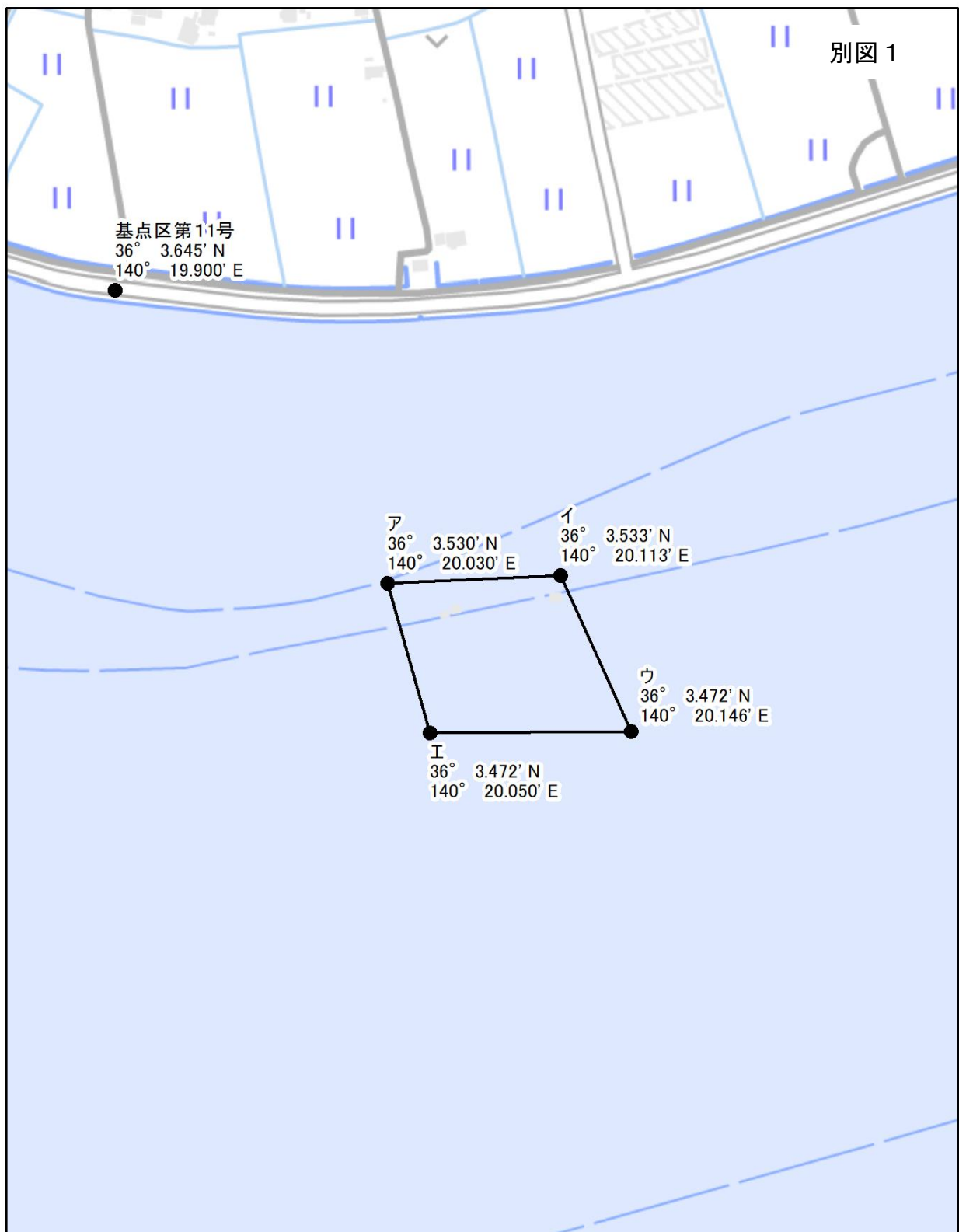
茨城県かすみがうら市牛渡

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



霞北区第11号

背景図;地理院タイル

2 公示番号 霞北区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市牛渡地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図2のとおり）

	緯度経度	位置
基点区 第13号	36° 3.792' N 140° 20.866' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中17.50
ア	36° 3.652' N 140° 20.559' E	基点区第13号から240度30分528メートルの点
イ	36° 3.701' N 140° 20.745' E	基点区第13号から226度50分248メートルの点
ウ	36° 3.709' N 140° 20.872' E	基点区第13号から176度31分154メートルの点
エ	36° 3.564' N 140° 20.899' E	基点区第13号から173度00分424メートルの点
オ	36° 3.559' N 140° 20.573' E	基点区第13号から225度15分616メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,125平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から同年7月31日まで

(5) 関係地区

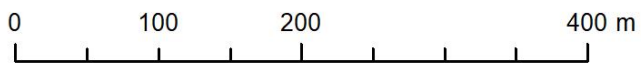
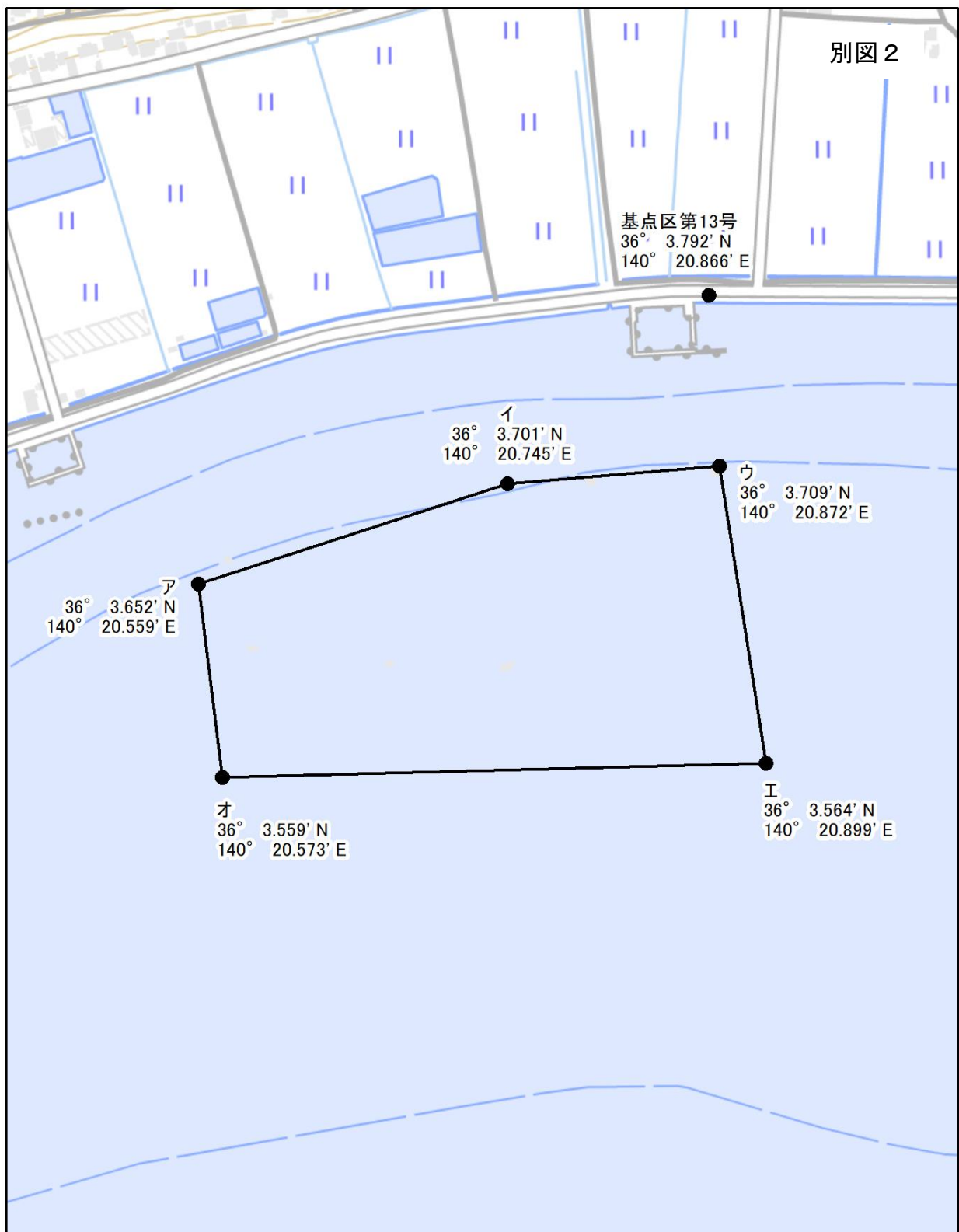
茨城県かすみがうら市牛渡

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



霞北区第13号

背景図; 地理院タイル

3 公示番号 霞北区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市坂地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図3のとおり）

	緯度 経度	位置
基点区 第15号	36° 4.105' N 140° 22.416' E	茨城県かすみがうら市坂地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 20.25
ア	36° 4.159' N 140° 22.601' E	基点区第15号から70度00分295メートルの点
イ	36° 4.078' N 140° 22.678' E	基点区第15号から97度00分397メートルの点
ウ	36° 4.064' N 140° 22.623' E	基点区第15号から103度30分319メートルの点
エ	36° 4.131' N 140° 22.541' E	基点区第15号から75度30分194メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,125平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から同年7月31日まで

(5) 関係地区

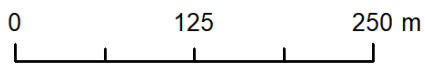
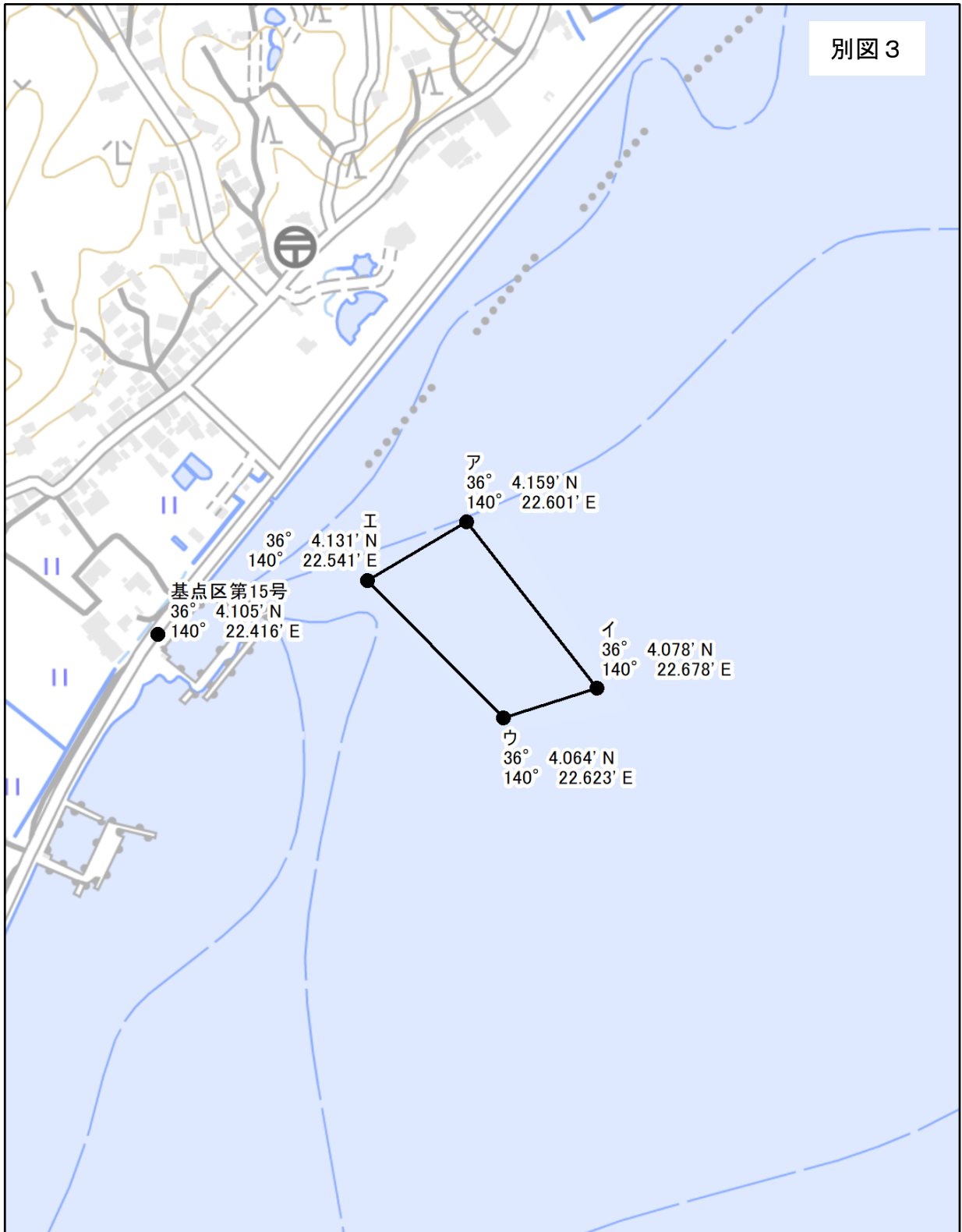
茨城県かすみがうら市坂及び田伏

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

別図 3



霞北区第15号

背景図; 地理院タイル

4 公示番号 霞北区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市田伏地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図4のとおり）

	緯度経度	位置
基点区 第16号	36° 4.844' N 140° 23.333' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中22.25
ア	36° 4.879' N 140° 23.668' E	基点区第16号から82度24分506メートルの点
イ	36° 4.806' N 140° 23.765' E	基点区第16号から95度56分652メートルの点
ウ	36° 4.362' N 140° 23.580' E	基点区第16号から157度06分965メートルの点
エ	36° 4.437' N 140° 23.483' E	基点区第16号から163度06分786メートルの点
オ	36° 4.762' N 140° 23.619' E	基点区第16号から109度08分455メートルの点
カ	36° 4.793' N 140° 23.579' E	基点区第16号から104度02分381メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、4,075平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

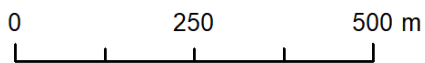
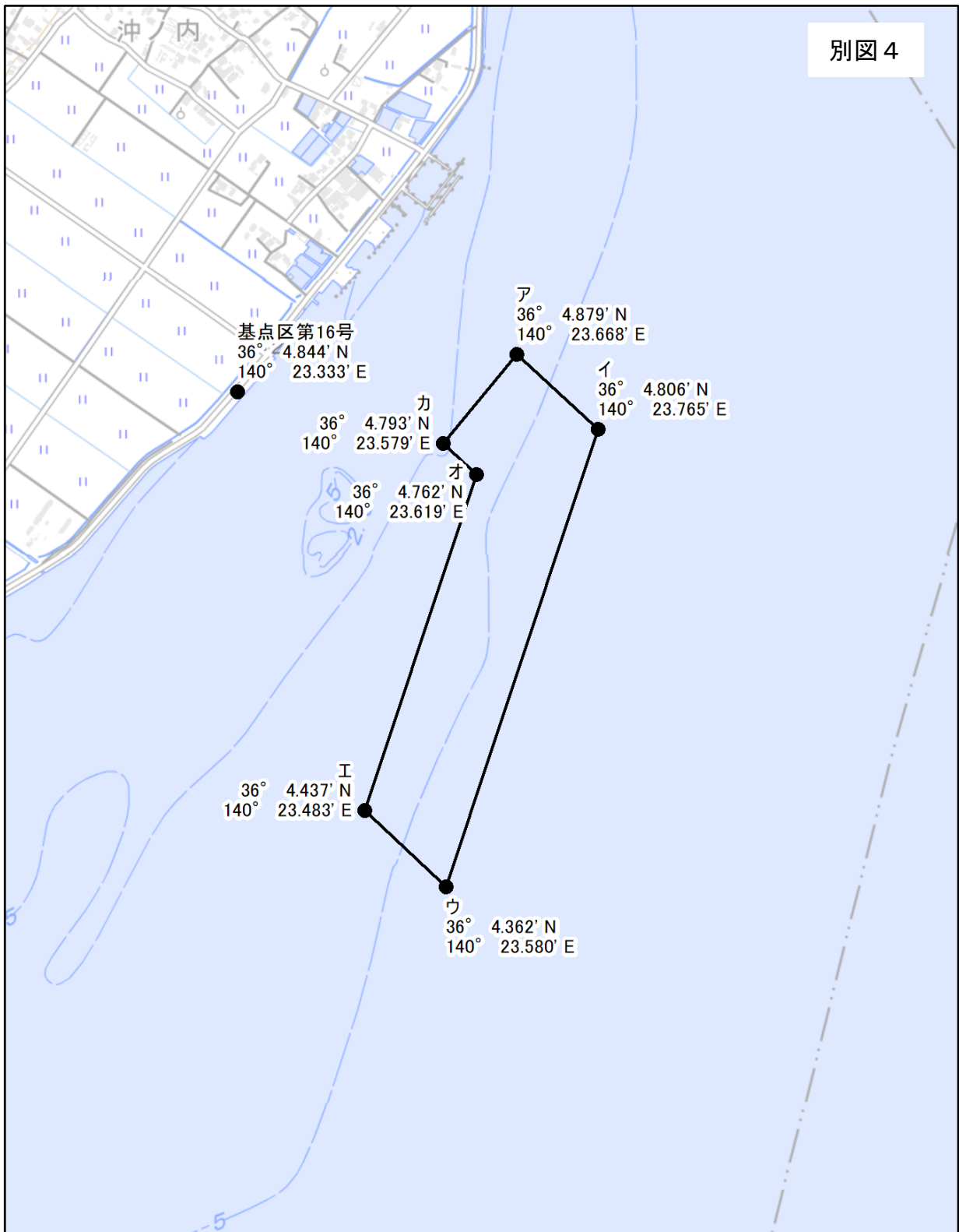
令和6年5月31日から同年7月31日まで

- (5) 関係地区
茨城県かすみがうら市田伏

- (6) 存続期間
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

別図 4



霞北区第16号

背景図; 地理院タイル

5 公示番号 霞北区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市田伏地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図5のとおり）

	緯度 経度	位置
基点区 第17号	36° 5.511' N 140° 23.037' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中24.25
ア	36° 5.744' N 140° 23.182' E	基点区第17号から26度30分482メートルの点
イ	36° 5.827' N 140° 23.310' E	基点区第17号から34度45分714メートルの点
ウ	36° 5.687' N 140° 23.457' E	基点区第17号から62度29分710メートルの点
エ	36° 5.599' N 140° 23.360' E	基点区第17号から71度14分511メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,575平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から同年7月31日まで

(5) 関係地区

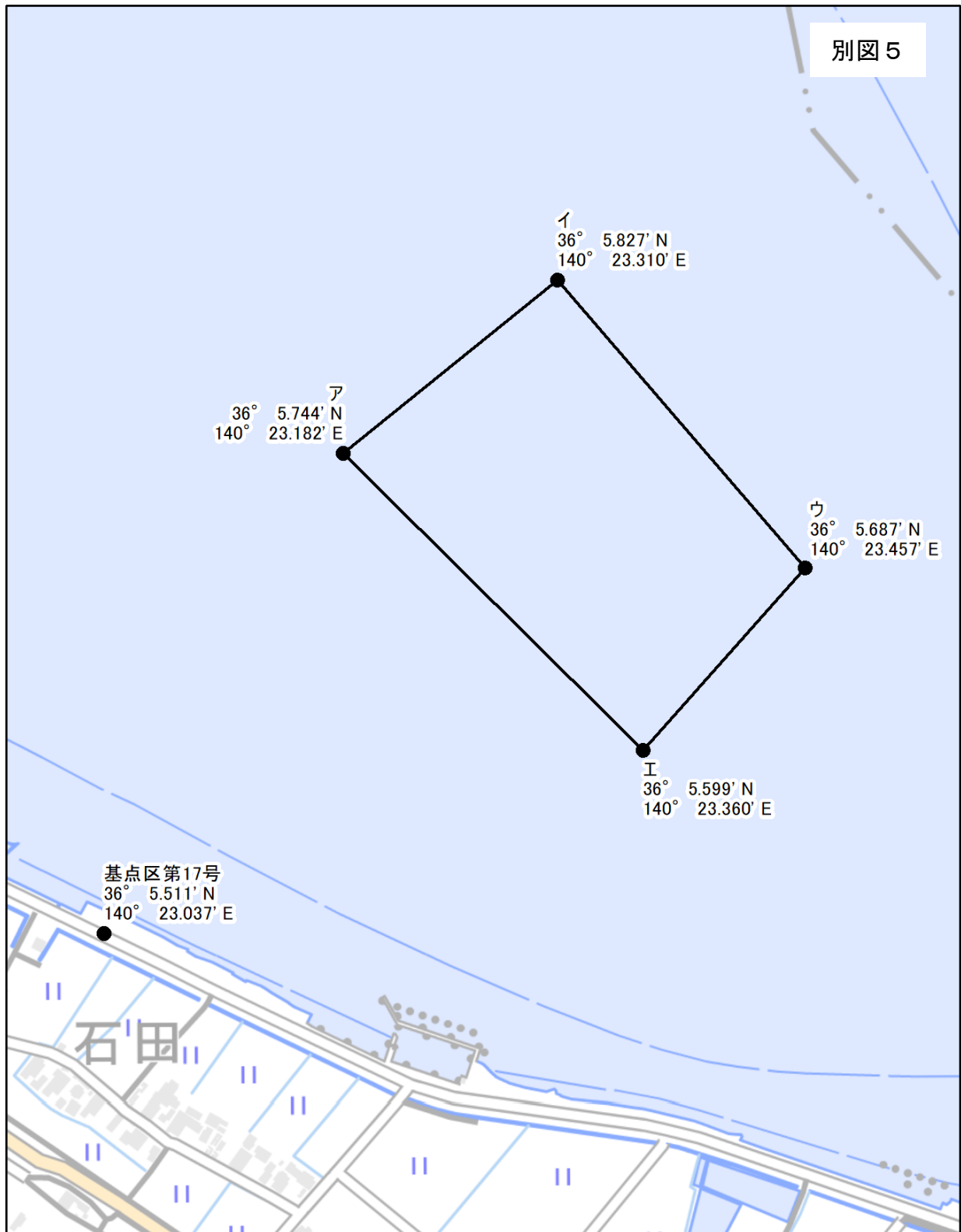
茨城県かすみがうら市田伏

(6) 存続期間

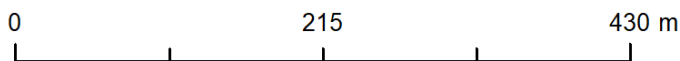
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

別図5



霞北区第17号



背景図; 地理院タイル

6 公示番号 霞北区第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県小美玉市下玉里地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図6のとおり）

	緯度 経度	位置
基点区 第22号	36° 8.592' N 140° 20.428' E	茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左 30.50
ア	36° 8.466' N 140° 20.346' E	基点区第22号から207度30分263メートルの点
イ	36° 8.422' N 140° 20.206' E	基点区第22号から226度15分458メートルの点
ウ	36° 8.501' N 140° 20.187' E	基点区第22号から244度30分398メートルの点
エ	36° 8.528' N 140° 20.272' E	基点区第22号から242度45分262メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,500平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から同年7月31日まで

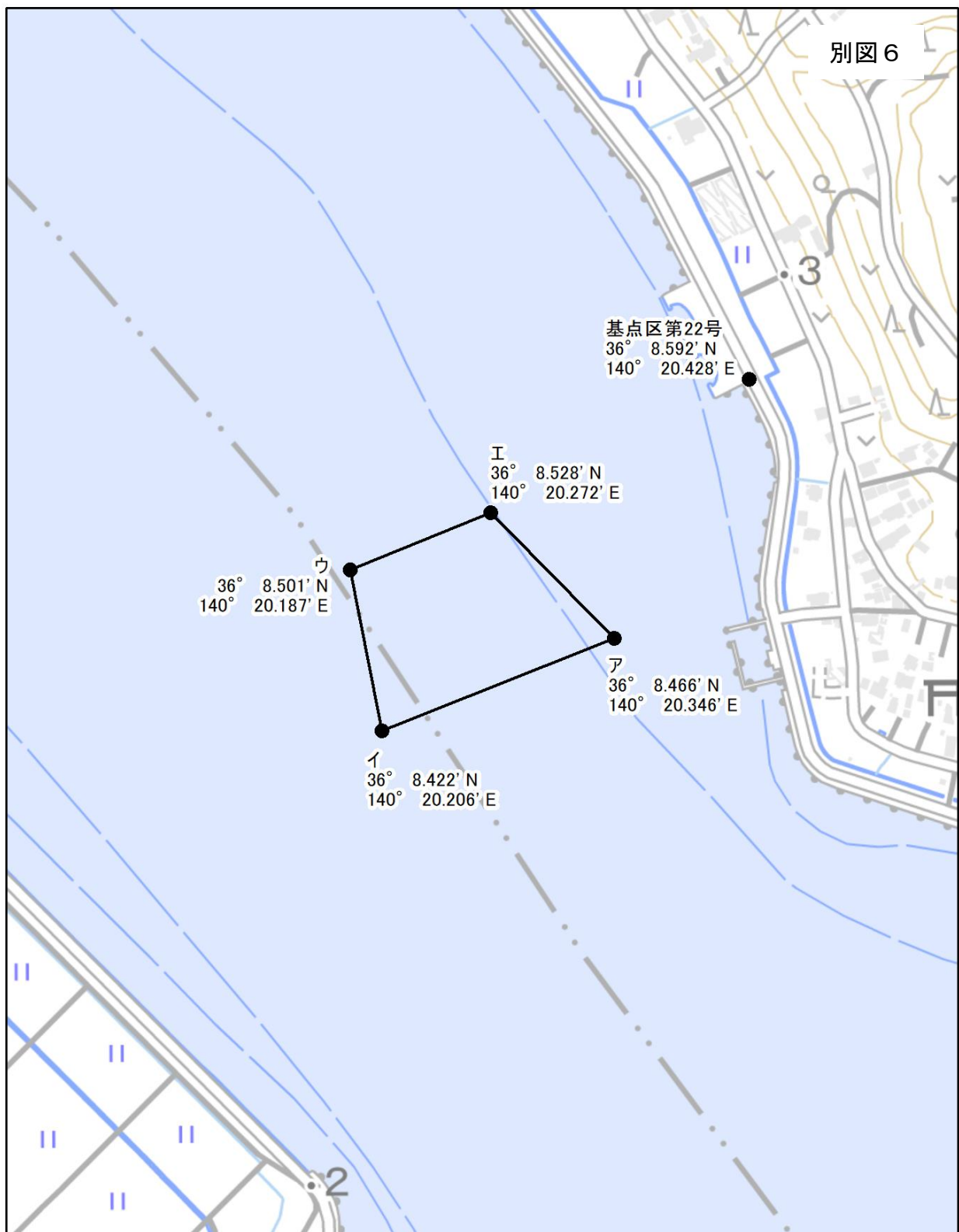
(5) 関係地区

茨城県小美玉市下玉里

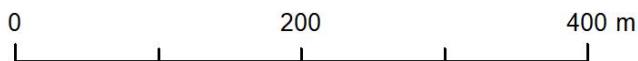
(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



霞北区第22号



背景図; 地理院タイル

7 公示番号 霞北区第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市手賀地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図7のとおり）

	緯度経度	位置
基点区 第25号	36° 4.297' N 140° 25.155' E	茨城県行方市手賀地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左16.00
ア	36° 3.949' N 140° 24.706' E	基点区第25号から226度00分932メートルの点
イ	36° 3.914' N 140° 24.407' E	基点区第25号から237度25分1,328メートルの点
ウ	36° 4.653' N 140° 24.388' E	基点区第25号から299度25分1,327メートルの点
エ	36° 4.796' N 140° 24.399' E	基点区第25号から308度45分1,462メートルの点
オ	36° 4.824' N 140° 24.491' E	基点区第25号から314度00分1,394メートルの点
カ	36° 4.743' N 140° 24.700' E	基点区第25号から319度58分1,071メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、19,625平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

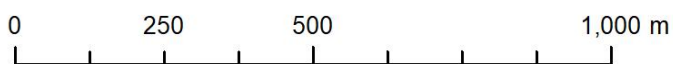
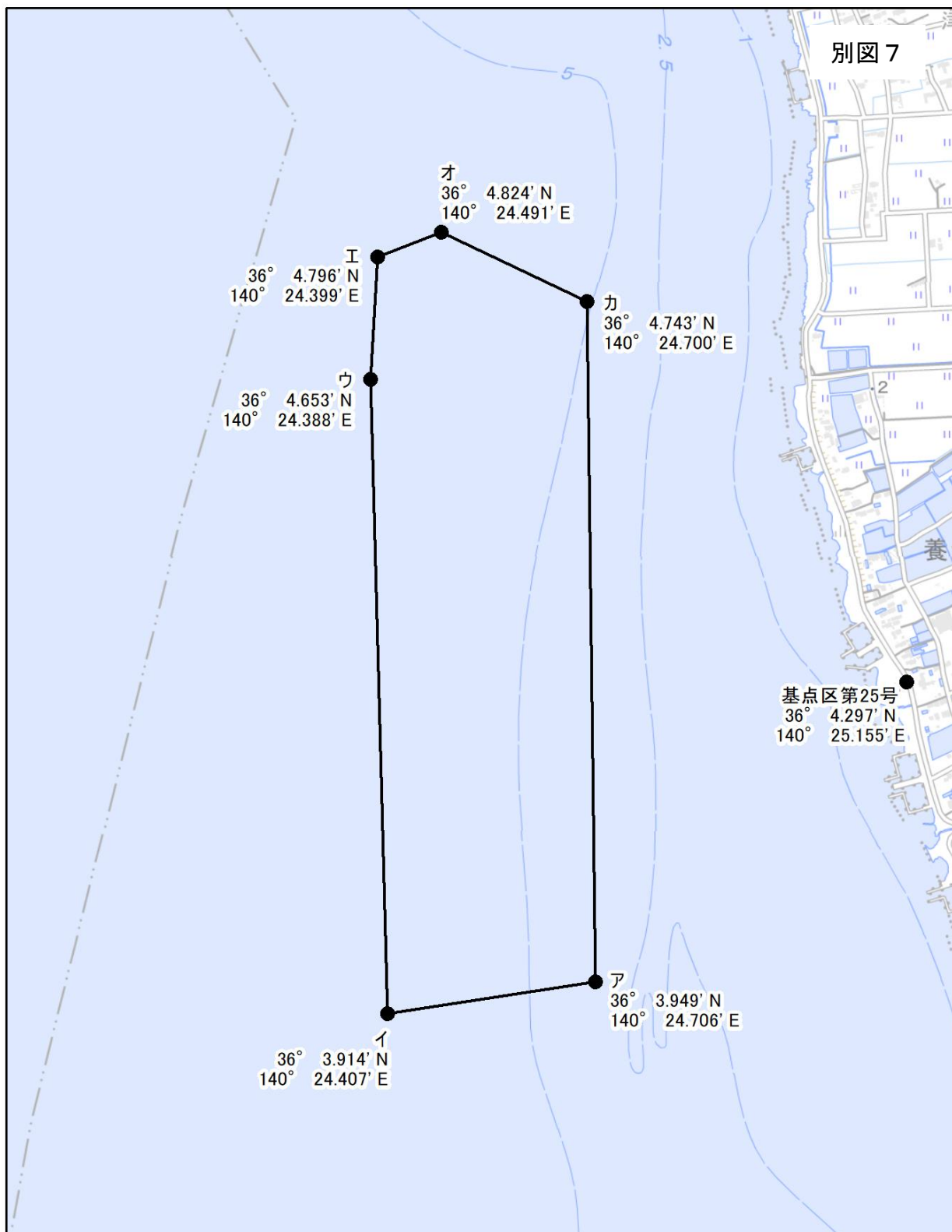
(4) 申請期間

令和6年5月31日から同年7月31日まで

- (5) 関係地区
茨城県行方市手賀

- (6) 存続期間
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



霞北区第25号

背景図; 地理院タイル

8 公示番号 霞北区第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市西蓮寺地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図8のとおり）

	緯度経度	位置
基点区 第26号	36° 3.845' N 140° 25.404' E	茨城県行方市西蓮寺地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左15.00
ア	36° 3.498' N 140° 25.122' E	基点区第26号から213度00分770メートルの点
イ	36° 3.388' N 140° 24.993' E	基点区第26号から215度45分1,047メートルの点
ウ	36° 3.611' N 140° 24.724' E	基点区第26号から246度40分1,110メートルの点
エ	36° 3.767' N 140° 24.539' E	基点区第26号から263度15分1,307メートルの点
オ	36° 3.885' N 140° 24.632' E	基点区第26号から273度15分1,162メートルの点
カ	36° 3.937' N 140° 24.754' E	基点区第26号から279度30分991メートルの点
キ	36° 3.813' N 140° 24.861' E	基点区第26号から265度30分818メートルの点
ク	36° 3.688' N 140° 25.017' E	基点区第26号から243度00分650メートルの点
ケ	36° 3.634' N 140° 24.997' E	基点区第26号から237度00分726メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、5,500平方メートル以内とする。

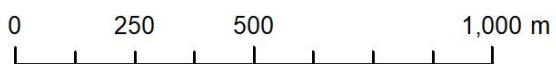
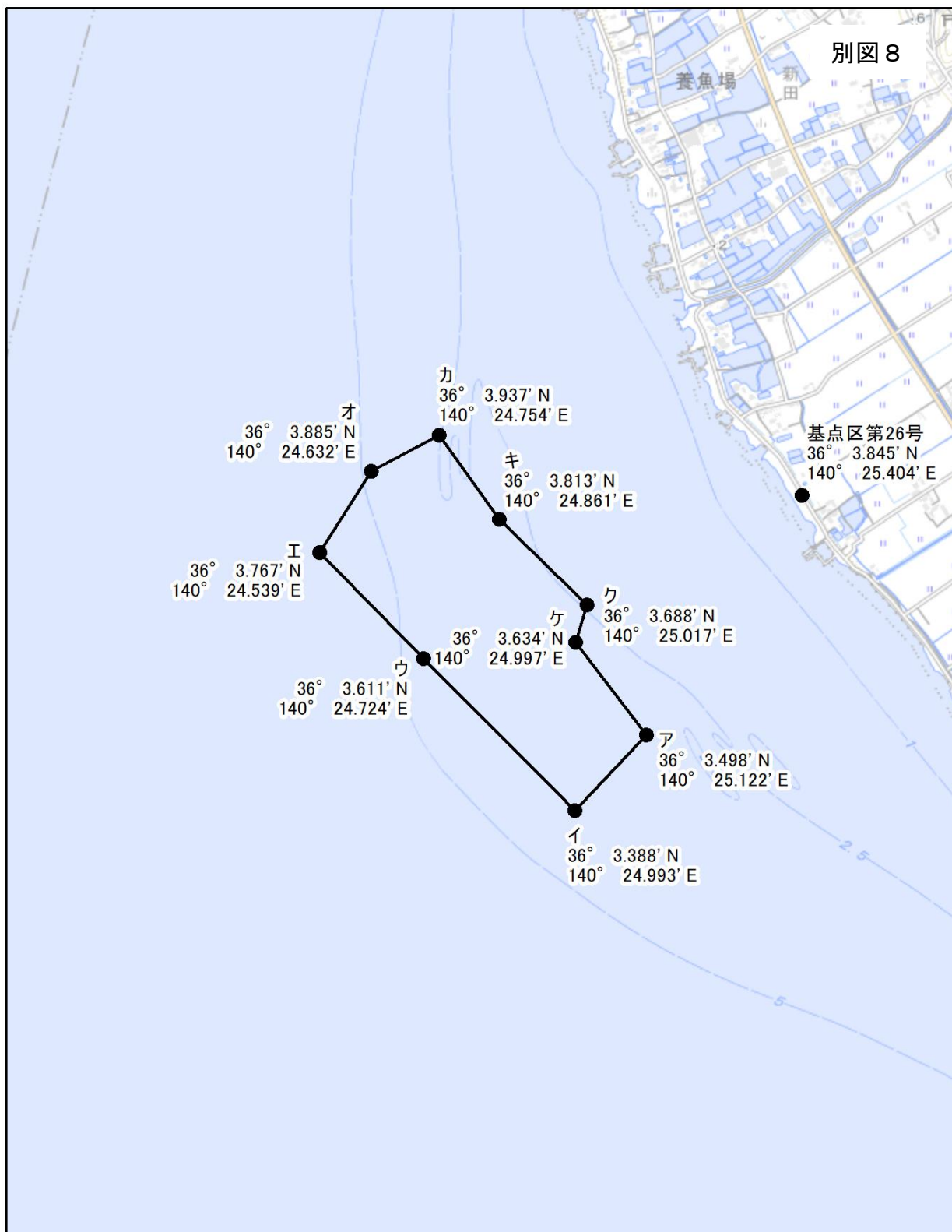
- (3) 免許予定日
令和6年9月1日

- (4) 申請期間
令和6年5月31日から同年7月31日まで

- (5) 関係地区
茨城県行方市西蓮寺、井上及び手賀

- (6) 存続期間
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



霞北区第26号

背景図; 地理院タイル

9 公示番号 霞北区第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市五町田地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図9のとおり）

	緯度経度	位置
基点区 第30号	36° 2.821' N 140° 26.410' E	茨城県行方市五町田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左12.50
ア	36° 2.768' N 140° 26.080' E	基点区第30号から258度30分506メートルの点
イ	36° 2.712' N 140° 26.168' E	基点区第30号から240度40分416メートルの点
ウ	36° 2.604' N 140° 26.162' E	基点区第30号から222度30分548メートルの点
エ	36° 2.492' N 140° 25.989' E	基点区第30号から225度50分878メートルの点
オ	36° 2.675' N 140° 25.939' E	基点区第30号から248度45分758メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,450平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から同年7月31日まで

(5) 関係地区

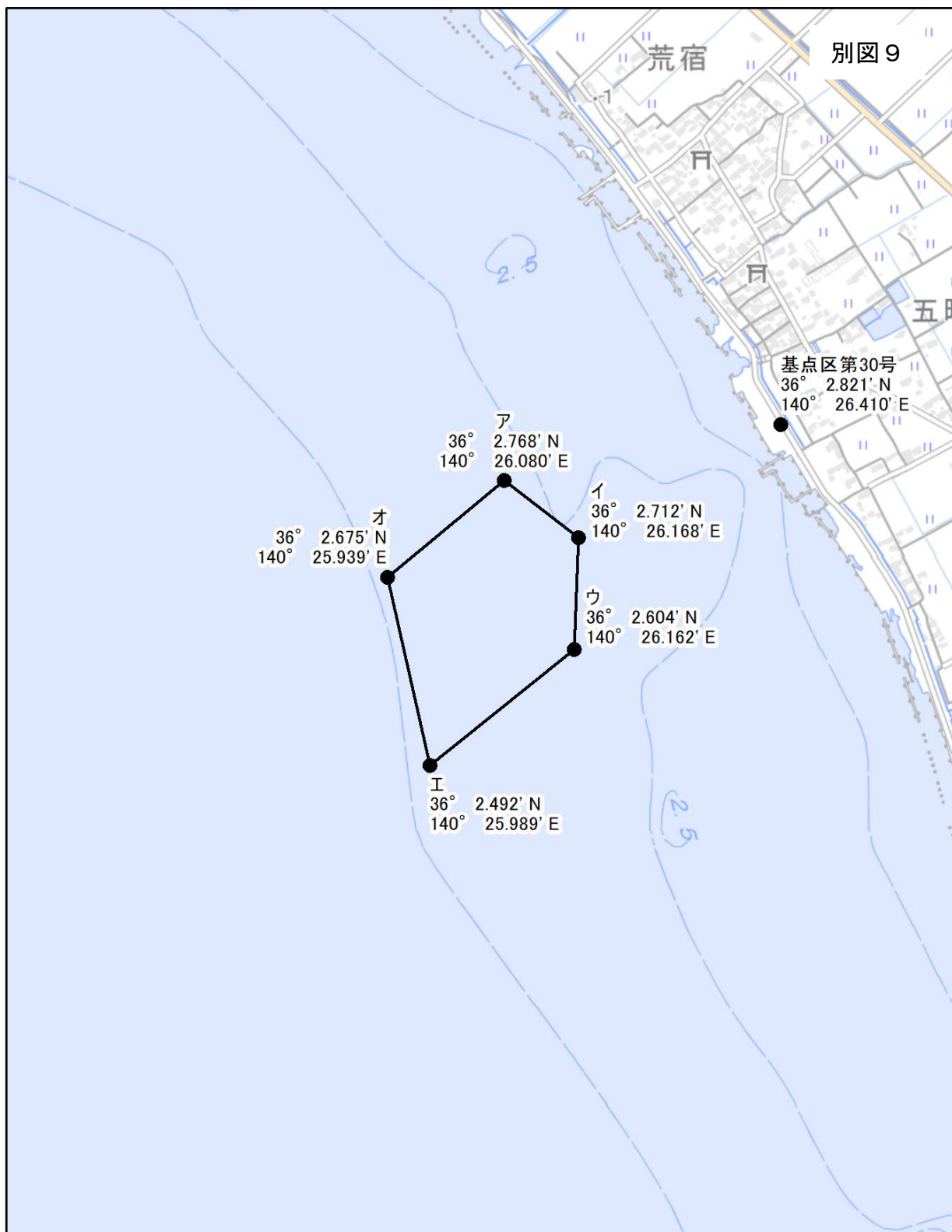
茨城県行方市五町田

(6) 存続期間

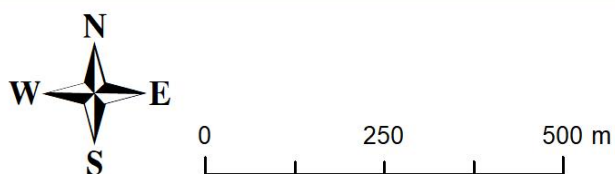
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



霞北区第30号



背景図; 地理院タイル

10 公示番号 霞北区第52号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県銚田市江川地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図10のとおり）

	緯度経度	位置
基点区 第52号	36° 4.225' N 140° 33.358' E	茨城県銚田市江川地先の国土交通省北浦キロ杭左17.00
ア	36° 4.000' N 140° 33.402' E	基点区第52号から170度30分422メートルの点
イ	36° 3.974' N 140° 33.272' E	基点区第52号から195度00分482メートルの点
ウ	36° 4.121' N 140° 33.218' E	基点区第52号から227度00分284メートルの点
エ	36° 4.172' N 140° 32.990' E	基点区第52号から259度30分561メートルの点
オ	36° 4.226' N 140° 32.947' E	基点区第52号から269度40分616メートルの点
カ	36° 4.302' N 140° 33.011' E	基点区第52号から284度50分540メートルの点
キ	36° 4.195' N 140° 33.340' E	基点区第52号から205度00分63メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,250平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

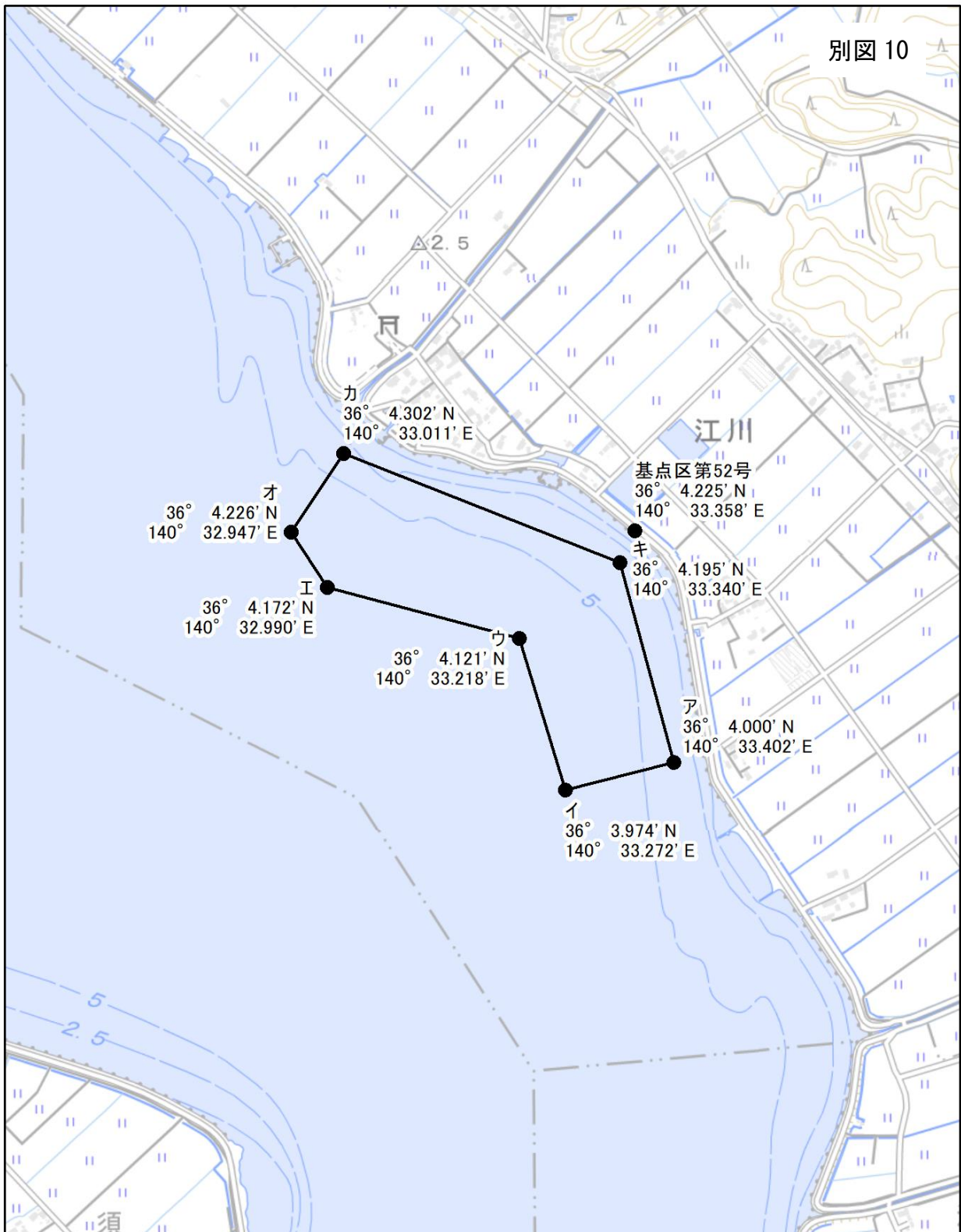
- (4) 申請期間
令和6年5月31日から同年7月31日まで

- (5) 関係地区
茨城県銚田市江川及び中居

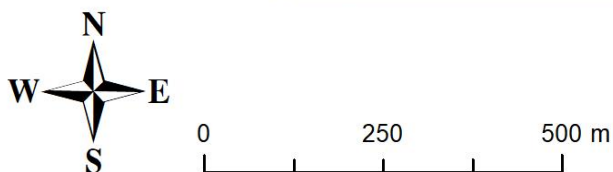
- (6) 存続期間
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

別図 10



霞北区第52号



背景図; 地理院タイル

11 公示番号 霞北区第 63 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市宇崎地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図 11 のとおり）

	緯度 経度	位置
基点区 第63号	36° 0.963' N 140° 33.107' E	茨城県行方市宇崎地先の国土交通省北浦キロ杭右13.00
ア	36° 0.952' N 140° 33.170' E	基点区第63号から102度15分96メートルの点
イ	36° 0.943' N 140° 33.192' E	基点区第63号から106度00分133メートルの点
ウ	36° 0.908' N 140° 33.147' E	基点区第63号から149度30分118メートルの点
エ	36° 0.928' N 140° 33.129' E	基点区第63号から153度00分73メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、500 平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から同年7月31日まで

(5) 関係地区

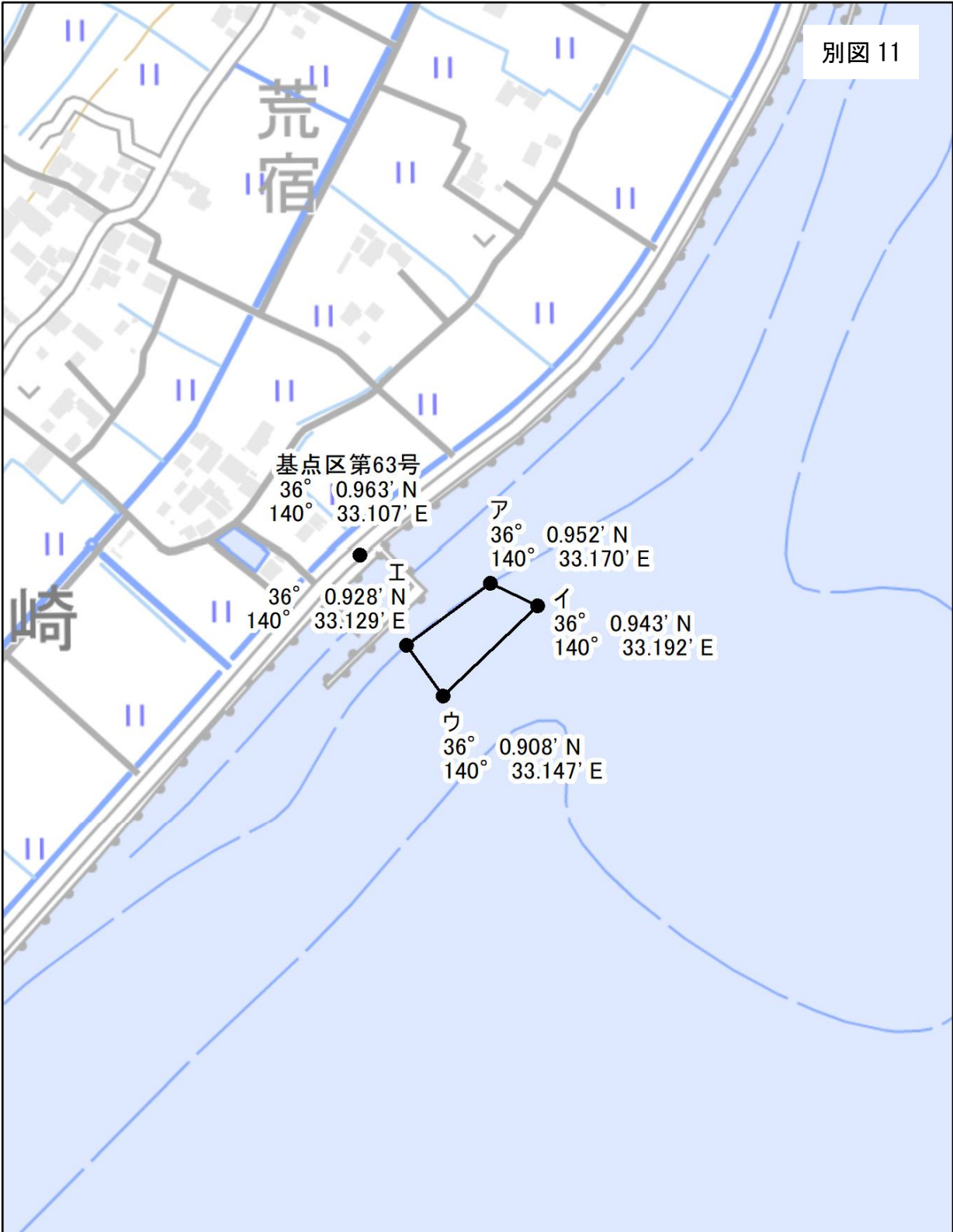
茨城県行方市宇崎

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

別図 11



霞北区第63号

背景図; 地理院タイル

第2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

第3 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第4 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

1 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

別紙のとおり

2 漁場の図面

「第1 漁業権に関する事項」内の別図1から別図11までのとおり